



平成 26 年 12 月 26 日

各 位

会社名 株 式 会 社 ク レ ス コ
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 根 元 浩 幸
(コード番号:4674 東証一部)
問合せ先 取 締 役 財 務 経 理 部 長 杉 山 和 男
(TEL 03-5769-8011)

**「自己株式を活用した第三者割当による第 1 回～第 3 回新株予約権の発行および
新株予約権買取契約(行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム
「TIP・2014 モデル」)の締結に関するお知らせ」の一部訂正について**

当社が、平成 26 年 11 月 12 日に公表いたしました「自己株式を活用した第三者割当による第 1 回～第 3 回新株予約権の発行および新株予約権買取契約(行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP・2014 モデル」)の締結に関するお知らせ」の記載内容について、一部訂正が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

【訂正前】(ページ番号は訂正前プレスリリースの番号に対応)

P15

◇第 1 回新株予約権の発行要項

11. 行使価額の調整

- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

P19

◇第 2 回新株予約権の発行要項

11. 行使価額の調整

(4)

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号④の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を

【訂正後】(ページ番号は本プレスリリースの番号に対応)

P18

◇第1回新株予約権の発行要項

11. 行使価額の調整

- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

P21

◇第2回新株予約権の発行要項

11. 行使価額の調整

- (4)
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号④の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。



平成 26 年 12 月 26 日

各 位

会社名 株 式 会 社 ク レ ス コ
 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 根 元 浩 幸
 (コード番号:4674 東証一部)
 問合せ先 取 締 役 財 務 経 理 部 長 杉 山 和 男
 (TEL 03-5769-8011)

自己株式を活用した第三者割当による第 1 回～第 3 回新株予約権の発行および
 新株予約権買取契約(行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム
 「TIP・2014 モデル」)の締結に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 11 月 12 日開催の取締役会において、ドイツ銀行ロンドン支店を割当先とする第三者割当による第 1 回～第 3 回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の発行および金融商品取引法による届出の効力発生を条件として、ドイツ銀行ロンドン支店との間で、新株予約権買取契約(行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP・2014 モデル」※)を締結することを決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします。

1. 募集の概要

＜本新株予約権発行の概要＞

(1) 割 当 日	平成 26 年 11 月 28 日
(2) 発行新株予約権数	1,500,000 個 第 1 回新株予約権 500,000 個 第 2 回新株予約権 500,000 個 第 3 回新株予約権 500,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 1,200,000 円(第 1 回新株予約権 1 個あたり 1.15 円、第 2 回新株予約権 1 個あたり 0.70 円、第 3 回新株予約権 1 個あたり 0.55 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	1,500,000 株(新株予約権 1 個につき 1 株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額 1,473 円(発行決議の前営業日株価終値)
(5) 資金調達額	2,693,200,000 円(注)
(6) 行使価額および行使価額の修正条件	当初行使価額 第 1 回新株予約権 1,600 円 第 2 回新株予約権 1,800 円 第 3 回新株予約権 2,000 円 当社は平成 27 年 5 月 28 日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者(以下、「本新株予約権者」といいます。)に通知(以下「行使価額修正通知」といいます。)するものとし、当該通知が行われた日(以下、「通知日」といいます。)の翌営業日に、行使価額は、通知日(通知日が取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。))において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。)でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含みます。)の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切下げた額に修正されます。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(当初 1,473 円とし、本新株予約権の発行要項第 11 項の規定を準用して調整されます。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。なお、以下に該当する場合には当社はかかる取締役会決議及び通知を行うことができません。 ① 金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第 4 項に従って公表されていないものが存在する場合

	② 前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合 ③ 下記3(1)に記載の行使許可期間が経過していない場合
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割 当 先	ドイツ銀行ロンドン支店
(9) そ の 他	当社は、ドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、新株予約権買取契約(以下、「本買取契約」といいます。)を締結する予定です。本買取契約において、ドイツ銀行ロンドン支店は、原則として当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可の到達日から20営業日の期間に、当該行使許可に示された数量の範囲内(一回あたりの権利行使上限個数は各500,000個)でのみ本新株予約権を行使できる旨定められます(行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP・2014モデル」※)。本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

※ 行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP・2014モデル」

この手法は、当社が自己株式の処分の際に希望する目標株価(ターゲット価格)を3パターン定め、これを行使価額として設定した新株予約権です(下表のとおり)。これは、将来の株価上昇を見越し、3パターンの行使価額によって、段階的に自己株式を処分(ターゲット・イシュー)できることを期待して設定したものです。またドイツ銀行ロンドン支店の権利行使に関しては、当社の行使許可なくして行使できない仕組みになっております。行使許可条項については、一定株数および一定期間の制約を定めており、ドイツ銀行ロンドン支店はこの行使許可の制約の中で権利行使することになります。行使許可については、当社の資金需要および市場環境等を見極めながら判断致します。

なお、当社は、行使許可を行った場合、その都度プレスリリースを行います。行使価額は原則としてターゲット価格に固定されますが、以下の場合を想定し、当社は本新株予約権に関して、行使価額修正に関する選択権を保有しております。

- (1) 行使期間中に株価が固定行使価額を大幅に上回って上昇した場合、行使価額の修正により新株予約権の行使による資金調達額の増加が見込めるため。
- (2) 緊急の資金需要が発生した場合、行使価額を時価に合わせることで行使の蓋然性を高め、資金調達を促進する必要が生じるため。

ターゲット・イシュー・プログラム「TIP・2014モデル」の特徴は、当社の選択により行使価額が修正された後も修正後の価額で行使価額が固定されること、すなわちいわゆる Moving Strike Price(当社の株価に連動して日々行使価額が変動すること)にならないことです。また下記3(1)に記載のとおり本新株予約権に関して当社が行使価額を修正する頻度は6ヶ月に1度未満であることから、取引所の定める「有価証券上場規程」第410条第1項および日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第2条第2号の定める「MSCB等」には該当しません。

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行数	500,000 個	500,000 個	500,000 個
発行価額の総額	575,000 円	350,000 円	275,000 円
発行価額	1.15 円	0.70 円	0.55 円
行使価額	1,600 円	1,800 円	2,000 円
「行使価額の修正」の項目	有	有	有
行使期間	3年間	3年間	3年間
行使許可条項	有	有	有

2. 募集の目的および理由

当社企業グループは、「システムで未来を創る」を理念に、ビジネス系ソフトウェア開発および組込み型ソフトウェア開発を主軸としたシステムインテグレーションを展開しております。子会社9社、関連会社3社を擁し、基盤システム技術、近距離無線通信技術、アプリケーション開発技術を強みとして、ワンストップ・ソリューションを実現する複合IT企業を目指しております。リーマンショック以降、一時的に企業のIT投資は、減少いたしました。アメリカ経済の回復や平成24年12月に発足した第2次安倍政権による景気刺激策等により、当社を取り巻く経営環境は、急激に回復しており、今後2～3年、開発需要の増加傾向は続くものと予想しております。その後も2020年の東京オリンピックに向けた市場の動きがIT投資を牽引し、開発要員の確保や新技術の導入に対する需要が高まると考えております。

このような経営環境を鑑み、開発体制の強化、事業領域の拡大、新技術の研究開発等を早急に推し進めることが、当社企業グループの成長の鍵となると確信しております。更に、ICT産業の成長トレンドは、自社単独での成長から、相乗効果を生み出す他社との協業・共生へと変化しており、M&Aおよび資本・業務提携への積極的な投資は、持続的な成長を遂げる重要なポイントになります。第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権の行使による手取概算額は、上記2,693,200,000円となる予定です。但し、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではありません。資金使途の具体的な内容については、以下のとおりです。(以下、①～④は優先順位です)

- ① M&Aおよび資本・業務提携に関わる費用
- ② 研究開発費および知的財産権の取得に関わる費用
- ③ 人員および体制強化・人材育成に関わる費用
- ④ その他、環境整備およびPR活動に関わる費用

3. 資金調達方法の概要および選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がドイツ銀行ロンドン支店に対し本新株予約権を割当て、ドイツ銀行ロンドン支店による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。本新株予約権の行使価額は当初固定(第1回新株予約権は1,600円、第2回新株予約権は1,800円、第3回新株予約権は2,000円)されていますが、当社は平成27年5月28日以降、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、通知日の翌営業日に、行使価額は、通知日(通知日が取引日でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含みます。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正されます。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(当初1,473円とし、本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。なお、以下に該当する場合には当社はかかる取締役会決議及び通知を行うことができません。

- ① 金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合
- ② 前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合
- ③ 下記に記載の行使許可期間が経過していない場合

当社はドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、以下の内容を含む本買取契約を締結いたします。ドイツ銀行ロンドン支店は、本買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使にかかる許可申請書(以下、「行使許可申請書」といいます。)を提出し、これに対し当社が書面により本新株予約権の行使を許可(以下、「行使許可書」といいます。)した場合に限り、行使許可書の受領日当日から20営業日の期間(以下、「行使許可期間」といいます。)に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。なお、一通の行使許可申請書に記載する行使可能新株予約権数は、各500,000個を超えることはできず、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可にかかる本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、ドイツ銀行ロンドン支店は当該期間の満了又は当該行使許可にかかる本新株予約権の全部の行使を完了することとなる行使請求書を当社に提出するまで新たな行使許可申請書を提出することができません。

なお、当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前ま

で行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができますが、上記行使許可期間内は、かかる買入消却をすることが本買取契約により制限されます。

(2) 資金調達方法の選択理由

本新株予約権が全て行使された場合の交付株式数は 1,500,000 株となり、平成 26 年 11 月 11 日現在の当社発行済株式総数 12,000,000 株から自己株式数 1,508,668 株を控除した 10,491,332 株を分母とする希薄化率は 14.3%となる見込みです。もっとも、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社株式には全て当社が有する自己株式が充当される予定ですので、本新株予約権の行使により当社の発行済株式総数は増加しません。なお、①割当予定先が本新株予約権を全て行使したうえで取得する当社株式を全て保有し、かつ②本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る割当後の所有株式数は平成 26 年 9 月 30 日現在で保有している 3,656 株と合わせて 1,503,656 株、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は 12.6%となる見込みです。

本スキームには以下の「(3)本スキームの特徴」に記載のメリットおよびデメリットがありますが、本スキームは当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量および時期を一定程度コントロールすることができるという特徴を持っており、当社の資金需要や市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができるため、既存株主の利益への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、以下の「(3)本スキームの特徴」に記載の他の資金調達方法との比較のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

(3) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリットおよびデメリットがあります。

メリット

① 固定行使価額(資金調達目標株価)によるターゲット・イシュー

株価の上昇局面において効率的かつ有利な資金調達を実現するため、新株予約権を 3 回のシリーズに分け、予め将来の株価上昇を見込んで 3 通りの行使価額を設定しております(1. に記載の表のとおり)。行使価額は原則として固定されており、当社が希望しない限り行使価額の修正は行われなため、仮に将来において株価が急落した場合でも当初の予測を超えて希薄化が促進されることはありません。

② 行使許可条項

ドイツ銀行ロンドン支店は、当社の許可なく本新株予約権を行使できない仕組みとなっております。本買取契約において、ドイツ銀行ロンドン支店は、原則として当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可の到達日当日から 20 営業日の期間に当該行使許可に示された数量の範囲内(一回あたりの権利行使上限個数は各 500,000 個)でのみ本新株予約権を行使できるものと定められます。当社は、かかる行使許可について、当社の資金需要および市場環境等を見極めながらその都度判断を下します。これによって当社は、ドイツ銀行ロンドン支店による権利行使に一定の制限を課し、かつ資金需要および市場環境を判断しながら権利行使許可のタイミングを判断することが可能になります。

③ 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は 1,500,000 株で固定されており、株価動向に係らず、最大交付株式数が限定されております。なお、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社株式には、全て当社が有する自己株式が充当される予定です。

④ 買入消却条項

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社の選択により、いつでも残存する本新株予約権を買入消却することが可能です。買入消却額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は一切発生いたしません。

⑤ 行使価額修正条項・選択権

上記①に記載の通り、本新株予約権の行使価額は原則として固定されていますが、本新株予約権に関しては、当社の判断により行使価額を修正することが可能です。これによって本新株予約権については当初の目標株価であった行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合に資金調達額を増額できます。なお、本新株予約権の行使価額は、修正前の行使価額と比較して下方にも修正される可能性があります。下限は 1,473 円(発行決議の前営業日株価終値)と定められており、当社が行使価額の修正を決定した後に株価が下落した場合であっても、行使価額の下方修正には歯止めが掛かる仕組みとなっています。

⑥ 資金調達のスタンバイ(時間軸調整効果)

新株発行手続には、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価がターゲット価格に達してから準備を開始しても、数週間の発行準備期間を要し、かつその期間中の株価変動等により、機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、それぞれのターゲット価格を設定した本新株予約権を予め発行しておくことにより、株価上昇後の有利な価格による資金調達をスタンバイできます。

デメリット

① 当初に満額の資金調達は出来ない可能性

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使個数を乗じた金額の資金調達がなされます。本新株予約権の当初行使価額(ターゲット価格)は、当社の希望により、いずれも現時点の当社株価よりも高く設定されており、上記メリット⑤に記載の本新株予約権における行使価額の修正により行使価額がターゲット価格を下回る額とならない限り、当社株価がターゲット価格を超えて初めて権利行使請求が行われる可能性が生じます。

② 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

③ 株価低迷時に、資金調達がされない可能性

株価が長期的に行使価額(第 1 回新株予約権は 1,600 円、第 2 回新株予約権は 1,800 円、第 3 回新株予約権は 2,000 円)を下回る状況などでは、資金調達ができない可能性があります。

④ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却することを前提としており、現在の当社株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

⑤ 割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性

当社から、割当予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、割当予定先が行使をしない限り全く資金調達がなされない可能性もあります。なお、割当予定先からは、本新株予約権の発行スキーム(ターゲット・イシュー・プログラム:TIP)が想定するような株価の上昇局面においては積極的に本新株予約権の行使を行う方針である旨の説明を受けております。

⑥ 行使価額の修正ができず、資金調達が制限される可能性

本新株予約権については、当初の目標株価であった行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合に資金調達額を増額でき、又は緊急の若しくは機動的な資金ニーズに対しても対応できるよう、行使価額の修正を行えるようにしておりますが、金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める当社の業務等に関する重要事実であつて同条第 4 項に従って公表されていないものが存在する場合(資本提携先との提携の蓋然性が高まった場合を含む)、前回の行使価額修正通知を行ってから 6 ヶ月が経過していない場合及び

行使許可期間内である場合には行使価額を修正できず、資金調達が制限される可能性があります。

他の資金調達方法との比較

① 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の 1 株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

② 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかの不透明であり、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。

③ 第三者割当増資

第三者割当方式での新株式の発行及び自己株式の処分では、割当先となる適切な投資家が見つかりませんでした。

④ MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる MSCB)の発行条件および行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

⑤ 行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権のみを発行する場合は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となります。

⑥ 新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・イシュー)

いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社がそのような契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金調達を実現できるかどうかの不透明であり、割当先が金融機関一社に特定され、その行使の動向を予想しやすい本新株予約権と比較した場合、今回の資金調達方法としては適当でない判断いたしました。

⑦ 社債による資金調達

社債は、調達金額の全額が負債であり、今回は財務の健全性を勘案した自己株式の有効活用を検討していたことから、資金調達方法としては適当でない判断いたしました。

4. 調達する資金の額、用途および支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

① 新株予約権に係る調達資金	2,701,200 千円
本新株予約権の払込金額の総額	1,200 千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	2,700,000 千円
② 発行諸費用の概算額	8,000 千円
③ 差引手取概算額	2,693,200 千円

注1. 上記手取概算額は、本新株予約権が全て行使された場合の見込額であります。

注2. 発行諸費用の概算額の内訳は、本スキーム実施に関わる弁護士費用、評価算定費用等です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① M&Aおよび資本・業務提携に関わる費用	2,000	平成 26 年 12 月 ～平成 29 年 11 月
② 研究開発費および知的財産権の取得に関わる費用	300	
③ 人員および体制強化・人材育成に関わる費用	250	
④ その他、環境整備およびPR活動に関わる費用	143	

注1. 上記手取概算額は、本新株予約権が全て行使された場合の見込額であります。

注2. 調達資金につきましては支出時期までの間、銀行預金やリスクの低い安定的な金融資産で運用を行う予定です。

注3. ①～④は、優先順位を示しております。

- ① 当社グループの事業拡大、競争力の強化、ならびに新規事業の立ち上げ等に関わるM&Aおよび資本・業務提携に係る費用、またはM&Aおよび資本・業務提携後に必要なシステム開発に関わる費用。

M&Aおよび資本・業務提携先と協業し、事業展開を図っていくことは、受注体制の強化、新技術の取込み、販売先の拡大など、グループ全体の企業価値の向上に資するものと考えております。

(ア)から(オ)については、いずれか又は複数、あるいはすべてに係るM&Aおよび資本・業務提携に充当するケースが考えられますが、優先順位を含め、現時点で具体的な案件はございません。当社は、これまでのM&Aおよび資本・業務提携先の探索、検討の過程の中で、実際に交渉が開始されてから資金調達を検討した場合、貴重な資本提携先を喪失し、また、資金調達の可否が不透明な状況で交渉することは条件面での譲歩が必要となる可能性があるかと認識しております。それゆえ、現時点で資金調達すべきと判断いたしました。

(ア) ビジネス系および組込み型ソフトウェア開発

(イ) クラウドおよびモバイル関連サービス

(ウ) 近距離無線通信関連ソリューション

(エ) ニアショアおよびオフショア開発

(オ) その他、新事業分野

M&Aおよび資本・業務提携につきましては、事業領域の拡大や新規取引先の獲得など当社企業グループの持続的な発展において重要な施策と考えており、M&Aおよび資本・業務提携を通じて、平成 27 年 3 月期から平成 30 年 3 月期の 3 年間で、売上高 310 億円、営業利益 25 億円、経常利益 28 億円、配当性向 36%を目指しております。現在、経営方針に則った案件の検討を継続しておりますが、案件の交渉や進捗により変動いたしますので上記支出予定時期については当面の見込みを記載しております。

上記支出予定時期までに当社が満足する条件の案件が現れない場合には、一部を②～④に充当することもあります。原則、引き続き新たな案件の探索、検討を行い、上記支出予定時期以降においても、M&Aおよび資本・業務提携に関わる費用として使用する考えであります。その場合には、適時適切に開示いたします。

本新株予約権の発行後の市場動向によっては、本新株予約権の行使が進まず、上記の時期および金額での資金調達ができない可能性もありますが、この場合には、自己資金の他、銀行借入等の資金調達手段を利用いたしますので、事業計画の遂行には支障がない、と判断しております。また、本新株予約権の行使が行われない場合、調達資金が減少いたしますが、仮に調達する資金が減少した場合、または権利行使期間に新株予約権が全く行使されない場合においても、直ちに当社の財務基盤に影響を与えるものではありません。

- ② クラウド、モバイル、ソーシャル、ビッグデータに代表される第 3 のプラットフォームおよび生活支援型ロボットや Bluetooth、Beacon 等の近距離無線通信に関連する先端技術の研究および新事業・新ソリューション開発に関わる費用。
- ③ 従業員の採用や協力会社の確保等、人員および体制強化に係る費用の他、技術研修やマネジメント教育、資格取得促進等、人材育成に係る費用。

- ④ オフィス環境・開発環境の整備、業務運営の機動性向上、製品サービス等のプロモーションに関連する費用。

資金用途の具体的な内容については、以上のとおり予定しております。

なお、新株予約権の行使状況により、支出の予定時期や内容の見直しを図ってまいります。また、資金使用およびその内訳に変更が生じた場合には、適時適切に開示いたします。

5. 資金使用の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達する資金については、上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な用途」において記載いたしましたとおり、当社グループ事業強化のための資本提携出資や研究開発、人員の確保と育成等に充当する予定であります。上記資金使用により、当社グループにおいて、事業基盤の拡大および収益力の向上が図れるものと考えており、本第三者割当により企業価値の向上につながるものであります。したがって、当社としては、本第三者割当の新株予約権の権利行使により一時的な株式の希薄化は生じるものの、中長期的な観点からは株主の皆様様の利益の向上につながるため、本第三者割当の資金使用は合理的であると判断しております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項およびドイツ銀行ロンドン支店との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計)に依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較および検討を実施したうえで、一定株数および一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使期間中に行使価額の修正がなされる可能性があること、ならびに本新株予約権の発行要項および割当先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。

また、当該算定機関は、当社の株価、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、本スキームにおける当社の行使許可行動について、行使許可条項並びに行使価額修正選択権に関して当社が資金調達の必要性を優先しつつより高い行使価額水準での権利行使が促進されるような行動をとり、当社による買入消却条項に基づく本新株予約権の取得はなされないことを仮定するとともに、割当先の権利行使行動について、当社からの行使許可が得られた場合には出来高の一定割合(12.5%)の株数の範囲内で速やかに権利行使が行われることを仮定しており、割当先の事務負担・リスク負担等の対価として発生が見込まれる本新株予約権に係る発行コストや本新株予約権を行使して得た株式の処分コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲内で、ドイツ銀行ロンドン支店との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を、第1回は1.15円、第2回は0.70円、第3回は0.55円とし、本新株予約権の行使価額は当初、平成26年11月11日の東京証券取引所一部市場における当社普通株式の普通取引の終値を第1回は8.6%、第2回は22.2%、第3回は35.8%上回る額としました。

本新株予約権の発行価額および行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲内で、ドイツ銀行ロンドン支店との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、本新株予約権の発行については、平成26年11月12日開催の取締役会において、監査役4名全員(うち社外監査役3名)から、①上記算定根拠に照らした結果、払込金額が割当予定先に特に有利でないことに関わる適法性は確保されている旨、並びに②(i)(本新株予約権については当社取締役会が行使価額

の修正を決議しない限り)固定行使価額(資金調達目標株価)によるターゲット・イシューであるため、仮に将来において株価が急落した場合でも当初の予測を超えて希薄化が促進されることはないこと、(ii)原則として当社の行使許可をもってターゲット価格で行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めがかかること、及び(iii)株価動向に関わらず最大交付株式数が限定されていることから、少数株主に対して一定の配慮がなされている資本調達手段である旨の意見表明を得ております。

(2)発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は、1,500,000株であり、平成26年11月11日現在の当社発行済株式総数12,000,000株から自己株式数1,508,668株を控除した10,491,332株を分母とする希薄化率は14.3%に相当します。また、①割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有し、かつ②本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る割当後の所有株式数は平成26年9月30日現在で保有している3,656株と合わせて1,503,656株、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は12.6%となる見込みです。

しかしながら、①本新株予約権は原則として当社の行使許可をもってターゲット価格で行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、②本新株予約権の発行およびドイツ銀行ロンドン支店による本新株予約権の行使による資金調達により、前述の通りにM&Aおよび資本・業務提携や研究開発、人材の確保、開発環境整備を実現することは当社グループの事業基盤の拡大及び財務基盤の安定につながるものと考えております。

上記内容により当社グループの企業価値が向上することは、既存の株主の皆様の利益向上に資するものと考えており、当社としては、本第三者割当により一時的な株式の希薄化は生じるものの、中長期的な観点からは株主の皆様の利益の向上につながるため、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を購入取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、国内のIT投資需要は、クラウドやモバイル端末を活用したシステムへの移行、ITシステム基盤の統合・再構築、ビジネスプロセスの可視化・最適化、ビッグデータの分析と活用、仮想化技術の導入、ソーシャル・テクノロジーのビジネス活用などを背景として高水準に推移すると予想されており、当社事業領域への市場の期待は高まっております。このような経営環境および当社株式の直近の出来高および売買代金の状況から現在の流動性を考慮した場合、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1)割当予定先の概要

(1) 名称	ドイツ銀行ロンドン支店(Deutsche Bank AG, London Branch)
(2) 所在地	連合王国、ロンドン EC2N 2DB グレートウィンチェスターストリート1番、ウィンチェスターハウス (Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, United Kingdom) 本店住所: ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーゲ12 (Tanusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)
(3) 代表者の役職・氏名	ドイツ銀行取締役会およびグループ経営執行委員会共同会長 ユルゲン・フィツェン(Jürgen Fitschen) アンシュー・ジェイン(Anshu Jain)
(4) 事業内容	銀行業
(5) 資本金	2,610百万ユーロ(2013年12月31日現在) (372,264百万円) 換算レートは1ユーロ142.63円(平成26年11月11日の仲値)です。
(6) 設立年月日	1870年3月10日
(7) 発行済株式数	1,019,499,640株(2013年12月31日現在)
(8) 決算期	12月31日

(9)	従業員数	98,275名(フルタイム換算、連結、2013年12月31日現在)		
(10)	主要取引先	投資家および発行体		
(11)	主要取引銀行	-		
(12)	大株主および 持株比率	ブラックロック・インク 5.14% (2013年12月31日現在)		
(13)	当事会社間の 関係			
	資本関係	当社の普通株式 3,656 株(平成 26 年 9 月 30 日現在。総議決権数の 0.03%) を保有しているほか、特筆すべき資本関係はありません。		
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。 また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者および関係会社との 間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。 また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者および関係会社との 間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関連当事者への 該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者 および関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14)	最近3年間の経営成績および財政状態(単位:百万ユーロ。特記しているものを除く。)			
	決算期	2011年12月期	2012年12月期	2013年12月期
	連結純資産	54,660	54,240	54,966
	連結総資産	2,164,103	2,022,275	1,611,400
	1株当たり連結 純資産 (ユーロ)	58.11	57.37	53.24
	連結純収益	31,389	32,015	29,850
	連結当期純利益	4,326	316	681
	1株当たり連結 当期純利益 (ユーロ)	4.45	0.28	0.67
	1株当たり配当 金(ユーロ)	0.75	0.75	0.75
	(単位:百万円。特記しているものを除く。)			
	(注)換算レートは1ユーロ142.63円(平成26年11月11日の仲値)です。			
	決算期	2011年12月期	2012年12月期	2013年12月期
	連結純資産	7,796,156	7,736,251	7,839,801
	連結総資産	308,666,011	288,437,083	229,833,982
	1株当たり連結 純資産(円)	8,288.23	8,182.68	7,593.62
	連結純収益	4,477,013	4,566,299	4,257,506
	連結当期純利益	617,017	45,071	97,131
	1株当たり連結 当期純利益 (円)	634.70	39.94	95.56
	1株当たり配当 金(円)	106.97	106.97	106.97

※なお、当社は割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主(主な出資者)が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は平成 24 年 10 月に、ドイツ銀行グループの日本法人であるドイツ証券株式会社から今回の資金調達方法について最初の提案を受けました。資金調達については、他社からも同様の提案を受けており検討しておりましたが、当社の業況および株価の状況を鑑み、具体的な検討を見合わせておりました。しかしながら平成 26 年 3 月以降、当社企業グループの持続的発展のための当該スキームによる資金調達方法が当社ファイナンスニーズに最も合致しているとの判断に至り、当社内において正式な協議・検討を行った結果、以下に述べるとおり、割当先としてドイツ銀行グループを選定するのが最善であり、かつ本新株予約権の発行が有効な調達手段であるとの結論となり、本日、平成 26 年 11 月 12 日の取締役会において本件実施を決議致しました。

当社は今回の資金調達では、既存事業の拡大による業績向上や、更なる外部環境の進展によって企業価値が上昇する場面に着実に捉えて、資金を調達できる方法を選択したいと考えていたため、ドイツ銀行グループより提案を受けた本スキームは、当社の事業および事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い資金調達ができる点において当社の資金ニーズに合致していること、また、当該手法は、ドイツ銀行グループが独自に開発した手法であり、ドイツ銀行グループは平成 19 年 2 月から現在までに、当該手法を用いた資金調達で 15 件の実績を有していることから、当該手法を用いた資金調達を行うには、割当予定先としてドイツ銀行グループを選定するのが最善であると判断致しました。

(注)本割当は、日本証券業協会会員であるドイツ証券株式会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

ドイツ銀行ロンドン支店の当社株式の保有方針は、短期保有であり、市場動向に配慮しながら取得した当社株式を主に機関投資家向けに売却していくことを表明しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

ドイツ銀行ロンドン支店からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の直近の財務諸表等から、純資産額は 70,106 百万ユーロ(約 99,992 億円、換算レート 1 ユーロ 142.63 円(平成 26 年 11 月 11 日の仲値))(連結、平成 26 年 9 月 30 日現在、未監査)と確認しているほか、当該資金の払込みについては本買取契約においてドイツ銀行ロンドン支店の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

該当なし

(6) 割当予定先の実態

割当予定先であるドイツ銀行は、その株式をドイツ連邦共和国内の各証券取引所および米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、ドイツ連邦共和国の行政機関であるドイツ連邦金融監督庁(Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht (BaFin))の監督および規制を受けております。また、ドイツ銀行ロンドン支店は、イングランド銀行(Bank of England)(ブルーデンス規制機構(Prudential Regulation Authority))および英国金融行為監督機構(Financial Conduct Authority)の監督および規制を受けております。

当社は、ドイツ連邦金融監督庁ホームページ、英国金融行為監督機構ホームページ、ドイツ銀行のアンニュアルレポート等でドイツ銀行の属するグループが諸外国の監督および規制の下にある事実について確認しており、また本件の斡旋を行うドイツ証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主(主な出資者)が暴力若しくは威力を用い又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「反社会的勢力」いいます。)ではなく、かつ、反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

8. 募集後の大株主および持株比率

募集前(平成 26 年 9 月 30 日現在)		募集後	
有限会社イワサキコーポレーション	28.66%	有限会社イワサキコーポレーション	28.66%
浦崎雅博	9.84%	浦崎雅博	9.84%
佐藤和弘	4.74%	佐藤和弘	4.74%
クレスコ従業員持株会	4.55%	クレスコ従業員持株会	4.55%

田島裕之	3.70%	田島裕之	3.70%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3.18%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3.18%
岩崎俊雄	2.50%	岩崎俊雄	2.50%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(リテール信託口)	1.12%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(リテール信託口)	1.12%
波多腰 茂	1.04%	波多腰 茂	1.04%
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	0.64%	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	0.64%

- (注) 1. 平成 26 年 9 月 30 日現在の株主名簿を基に、平成 26 年 10 月 31 日までに大量保有報告書等により異動が確認できるものにより作成しております。
2. 割当予定先であるドイツ銀行ロンドン支店は、本新株予約権行使後の当社株式の保有方針として、短期保有とする意思を表明しておりますので「募集後の持株比率」に記載しておりません。なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)第 11 条は、銀行業を営む会社は、原則ほかの事業会社(保険会社を除きます。)の発行済株式数の 5%を超えて保有することはできない旨定めておりますので、割当予定先は、原則として当社発行済株式数の 5%を超えて保有することはできません。

9. 今後の見通し

各種経済動向調査によりますと、現時点の日本経済は、消費税増税後も、経済対策に伴う官公需要の下支えや民需の持ち直しにより、回復傾向が続いており、企業心理や先行き景況感にも明るさが見られます。労働人口の減少や政治不安、円安進行、欧米の景気減速など、懸念も多々あるものの、景気拡大は当面継続するものと考えております。平成 26 年度の国内企業のIT投資は、日本政府が推進する新成長戦略や企業業績の好転により、ビジネス・イノベーションを中心に当面活性化すると考えております。分野別では、クラウドやモバイル端末(スマートフォンやタブレット PC 等)を利活用したシステムへの移行、システム基盤の統合・再構築、ビッグデータの分析と活用、ソーシャル・テクノロジーのビジネス活用など、第 3 のプラットフォームといわれる「クラウド、モビリティ、ビッグデータ、ソーシャル技術」に関連する市場の成長が見込まれます。また、平成 26 年度のソフトウェア投資額は、増加傾向にあり、当社企業グループが提供するサービスは、顧客の経営課題を解決し、事業戦略の実現を支える重要かつ不可欠な道具(ツール)となると確信しております。

当社企業グループといたしましては、今後、更なる収益性の改善と企業価値の増大に向け、当社企業グループの飛躍に必要な投資(M&Aおよび資本・業務提携や研究開発、人材の確保、開発環境整備など)を積極的に行ってまいります。また、事業の柱である受託ソフトウェア開発事業(ビジネス系ソフトウェア、組込み型ソフトウェア)において、技術及び品質の面から更なる強化を図るとともに、先進のテクノロジーを駆使し、企業の成長や事業機会を創出する顧客支援型(海外展開サポート含む)のソリューションサービスを充実させ、「メインITソリューション・パートナー」として、ビジネスの変革に貢献してまいります。

【現在、手掛けている施策等】

1. 「技術と品質のクレスコ」の推進と技術研究所の強化
企業グループ全体の「品質マネジメント力」の向上と先端技術を活用したビジネスの実現
2. 組込み関連事業の再構築と新ビジネスモデル創出
近距離無線通信関連のソリューション開発および機能安全関連の事業領域拡大
3. グループ連携強化による収益性の改善と企業価値の増大
協業による新規ソリューションの開発、クロス営業の強化、高度スキル人材の育成
4. ニアショア開発、オフショア開発の推進
地方分散開発体制強化と海外開発体制(中国、ベトナム)の整備
5. クラウド関連ソリューションの展開
第 3 のプラットフォームを取り込んだソリューション提案の実行

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)ことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)(単位:百万円切捨て)

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
連 営 売 上 高	17,271 百万円	19,031 百万円	22,028 百万円
連 結 営 業 利 益	1,030 百万円	1,242 百万円	1,430 百万円
連 結 経 常 利 益	1,174 百万円	1,409 百万円	1,676 百万円
連 結 当 期 純 利 益	444 百万円	764 百万円	941 百万円
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益	40.46 円	70.80 円	87.40 円
1 株 当 たり 配 当 金	22 円	25 円	30 円
1 株 当 たり 連 結 純 資 産	707.87 円	786.92 円	849.71 円

(2) 現時点における発行済株式数および潜在株式数の状況(平成26年11月11日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	12,000,000 株	100%
潜 在 株 式 数	1,500,000 株	12.5%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	592 円	627 円	690 円
高 値	688 円	719 円	1,170 円
安 値	461 円	489 円	642 円
終 値	635 円	703 円	1,003 円

② 最近6か月間の状況(月末日株価)

	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
始 値	1,253 円	1,235 円	1,215 円	1,338 円	1,411 円	1,425 円
高 値	1,265 円	1,311 円	1,230 円	1,350 円	1,440 円	1,467 円
安 値	1,203 円	1,225 円	1,212 円	1,320 円	1,399 円	1,425 円
終 値	1,222 円	1,303 円	1,216 円	1,348 円	1,437 円	1,437 円

③ 発行決議日前日における株価

	平成26年11月11日現在
始 値	1,500 円
高 値	1,500 円
安 値	1,461 円
終 値	1,473 円

(4) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等
該当事項はありません。

◇第1回新株予約権の発行要項

- | | |
|-------------------|----------------------------------|
| 1. 新株予約権の名称 | 株式会社クレスコ第1回新株予約権(以下「本新株予約権」という。) |
| 2. 本新株予約権の払込金額の総額 | 金575,000円 |
| 3. 申込期日 | 平成26年11月28日 |
| 4. 割当日および払込期日 | 平成26年11月28日 |
| 5. 募集の方法 | 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を |

Deutsche Bank AG, London Branchに割当てる。

6. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は500,000株(本新株予約権1個あたり1株(以下「割当株式数」という。))とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の総数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 500,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金1.15円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、1,600円とする(以下「当初行使価額」という。))。
10. 行使価額の修正
- 当社は平成27年5月28日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知(以下「行使価額修正通知」という。)するものとし、当該通知が行われた日(以下「通知日」という。)の翌営業日に、行使価額は、通知日(通知日が取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。))において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、1,473円とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる取締役会決議及び通知を行うことができない。
- ① 金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合
 - ② 前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合
11. 行使価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。
$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$
 - (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。))

の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- 上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。
- この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号④の場合は基準日)に先立つ45取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。)目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。
12. 本新株予約権の行使期間
平成26年11月28日(当日を含む。)から平成29年11月28日(当日を含む。)までとする。ただし、第14項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由
当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知または公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個あたり1.15円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
15. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
16. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、第12項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および(発行されている場合は)本新株予約権証券を第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着

し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

19. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
20. 行使請求受付場所
株式会社クレスコ 財務経理部
21. 払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 芝支店
22. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を1.15円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。
23. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

◇第2回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称
株式会社クレスコ第2回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額
金350,000円
3. 申込期日
平成26年11月28日
4. 割当日および払込期日
平成26年11月28日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をDeutsche Bank AG, London Branchに割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は500,000株(本新株予約権1個あたり1株(以下「割当株式数」という。))とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の総数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数
500,000個
8. 各本新株予約権の払込金額
金0.70円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、1,800円とする(以下「当初行使価額」という。))。
10. 行使価額の修正
当社は平成27年5月28日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知(以下「行使価額修正通知」という。)するものとし、当該通知が行われた日(以下「通知日」という。)の翌営業日に、行使価額は、通知日(通知日が取引日(株

式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)でない場合には直前の取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、1,473円とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる取締役会決議及び通知を行うことができない。

- ① 金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合
- ② 前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、

各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号④の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

12. 本新株予約権の行使期間

平成26年11月28日(当日を含む。)から平成29年11月28日(当日を含む。)までとする。ただし、第14項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得

日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知または公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個あたり0.70円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
16. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、第12項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および(発行されている場合は)本新株予約権証券を第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
19. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
20. 行使請求受付場所
株式会社クレスコ 財務経理部
21. 払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 芝支店
22. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を0.70円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。
23. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

◇第3回新株予約権の発行要項

- | | |
|-------------------|--|
| 1. 新株予約権の名称 | 株式会社クレスコ第3回新株予約権(以下「本新株予約権」という。) |
| 2. 本新株予約権の払込金額の総額 | 金275,000円 |
| 3. 申込期日 | 平成26年11月28日 |
| 4. 割当日および払込期日 | 平成26年11月28日 |
| 5. 募集の方法 | 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をDeutsche Bank AG, London Branchに割当てる。 |

6. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は500,000株(本新株予約権1個あたり1株(以下「割当株式数」という。))とする。
 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の総数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 500,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金0.55円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、2,000円とする(以下「当初行使価額」という。))。

10. 行使価額の修正

当社は平成 27 年 5 月 28 日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知(以下「行使価額修正通知」という。)するものとし、当該通知が行われた日(以下「通知日」という。)の翌営業日に、行使価額は、通知日(通知日が取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。))において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切下げた額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、1,473 円とする。下限行使価額は、第 11 項の規定を準用して調整される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる取締役会決議及び通知を行うことができない。

- ① 金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第 4 項に従って公表されていないものが存在する場合
- ② 前回の行使価額修正通知を行ってから 6 ヶ月が経過していない場合

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
 - ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されて

いる取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。
この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号④の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。
12. 本新株予約権の行使期間
平成26年11月28日(当日を含む。)から平成29年11月28日(当日を含む。)までとする。ただし、第14項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株

- 予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
 14. 新株予約権の取得事由
当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知または公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個あたり0.55円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
 15. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
 16. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
 17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
 18. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、第12項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および(発行されている場合は)本新株予約権証券を第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
 19. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
 20. 行使請求受付場所
株式会社クレスコ 財務経理部
 21. 払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 芝支店
 22. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を0.55円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上